

マージン率及び 同一労働同一賃金等の公開資料

労働者派遣法第23条第5項に基づき、マージン率等について公開します。

1. 派遣労働者の実績及びマージン率等

※2025年度マージン率

派遣労働者数 (2026年6月1日付)	派遣先事業所数 (2025年度)	A:派遣労働者の料金 (1日8時間あたりの平均)	B:派遣労働者の賃金 (1日8時間あたりの平均)	マージン率 (A-B)÷A
175名	85件	16,019円	10,924円	31.8%

▶ マージン率とは

派遣先よりサンワアルティス株式会社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

▶ マージン率に含まれる費用

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金 (※派遣先企業への請求はできません)	
会社運営経費	健康診断費用	一般健診及び生活習慣病予防検診受診費用
	募集費用	派遣労働者の募集にかかる求人媒体費用(求人誌及びインターネット等)、登録会場費
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(登録受付・教育訓練・派遣先紹介・労務管理費等)
	教育訓練費	派遣スタッフの教育訓練に関わる費用
	会社運営費	営業社員の人件費及び活動費・法廷手続き費用・事務所費用・通信費等
営業利益	派遣労働者の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

2. 教育訓練に関する事項

▶ キャリアコンサルティングの相談窓口

職業紹介責任者 穴井 雄輔

TEL) 0968-38-7737

※要予約制

(月～金：9時00分～17時00分とさせていただきます。)

▶ 訓練内容

- ・新規採用者訓練
- ・ビジネスマナー研修
- ・各種動画研修（技術派遣研修/事務派遣研修/製造派遣研修）

3. その他事項

▶ 派遣労働者の待遇に関わる労使協定の締結をしているか否かの別

労使協定を締結している

協定有効期間) 2027年3月31日

協定労働者の範囲)

製造技術者、ソフトウェア開発技術者、一般事務、会計事務、生産関連事務、事務用機器操作の職業、商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、生産設備（金属）、生産設備（金属を除く）、生産、設備（機械）、金属材料製造等、製品製造・加工処理、機械組立の職業、機械設備・修理の職業、製品検査（金属）、製品検査（金属を除く）、機械検査の職業、生産関連・生産類似、その他の輸送の職業、定置・建設機械の運転、運搬の職業、清掃の職業、包装の職業、その他の運搬等の職業に従事する従業員等

▶ ハラスメントの相談窓口

TEL) 0968-38-7737

- ・秘密は厳守します。匿名の相談もできますので安心してご利用ください。

(月～金：9時00分～17時00分とさせていただきます。)